

## コスメビジネスモデル構築支援業務委託仕様書

### 第1 目的

本県は、唐津市や玄海町を中心とする北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積させ、コスメに関連する自然由来原料の供給地となることを目指すコスメティック構想を推進している。これまで、アクセラプログラム等の支援を受け、起業家による新規事業創出や異業種からの新規参入も増えつつある。一方、新規に立ち上げた県内のコスメブランドのビジネス規模はまだ小さいものが多く、持続可能なビジネスまで成長させきれていない事業者も多数存在し、「日本一コスメビジネスがしやすいまち」としての知名度は限定的となっている。

本事業では、コスメビジネスに特化した支援体制を構築し、美と健康に関するコスメビジネスなどを展開する事業者を対象にビジネスモデルのブラッシュアップを伴走支援することにより、コスメ事業者の事業継続・拡大を目指す。この結果、県内におけるコスメビジネスの成功事例を数多く創出することで、コスメティック産業クラスターの形成を加速させる。

### 第2 業務内容

県内のコスメビジネスなどを展開する事業者を対象に次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目標達成並びに持続可能なビジネスの自走化に向けた具体的な提案を盛り込むこと。また、実施にあたっては、受託事業者のネットワーク、ジャパン・コスメティックセンター、佐賀大学、佐賀県工業技術センター、スマート化センターなどのコスメティック構想を推進する佐賀県ならではのコスメビジネスに特化した支援体制を構築し、支援にあたること。

- (1) ビジネスモデル構築支援プログラム（以下、「プログラム」という）参加者の募集及び広報  
受託事業者は、プログラムへの参加を促すため、パンフレットを作成するとともに、必要に応じて有料広告媒体等を活用し情報発信を行うこと。また、支援対象事業者数が事業目標を満たすまでは事業受託期間中を通して、参加希望者からの問い合わせ対応としてプログラムの相談窓口を設けるとともに、積極的に関連自治体、商工団体、ジャパン・コスメティックセンター等の支援機関や企業を訪問し、参加者の募集活動に取り組むこと。プログラムの参加対象事業者と支援対象事業者数は以下のとおりとする。

#### ア プログラム参加対象事業者

以下の①、②のいずれかに該当するものであり、(2)説明会に参加もしくは説明会の動画を閲覧し、(3)申請書を提出したもの。

- ① コスメビジネスを展開する県内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する法人または個人事業主
- ② その他、県が認める事業者

## イ 支援対象事業者数

20 者（事業目標）

### (2) プログラムのオープニングイベント（説明会）の開催

プログラムのオープニングイベントとして、プログラムに参加する希望者を対象にコスメビジネスセミナーを兼ねた説明会を開催すること。佐賀県内の会場並びにオンラインでも参加可能なハイブリッド形式とし、当該イベントのうちプログラムの説明会部分に関しては、説明会に参加できない希望者に対しても、後日閲覧できる環境を提供すること。

説明会では、経営課題の抽出、ビジネスモデル構築、その後のアクションなど一連の伴走支援の内容について具体的に説明するとともに、相談会等を設けて経営課題についての簡単な対話を体感することで応募者が具体的に支援内容をイメージでき、参加者の応募意欲を喚起する内容とすること。

### (3) 申請書及び選定

受託事業者は、プログラムの参加希望者へ申請書を提出させること。申請書には、事業者名、事業内容、販売先などの欄を設けるほか、プログラム参加にあたり経営・財務状況の分析に必要な情報を開示することへの同意を得ること。申請書の内容及びプログラム参加者の選定方法については、具体的に提案することとし、最終的には県と協議のうえ決定する。

### (4) プログラムの企画・運営

プログラム参加事業者を対象に、概ね以下の「ア」、「イ」のフェーズに沿って伴走支援すること。これ以外の方法による場合には具合的に提案すること。

支援期間は事業者毎に3か月程度を目処とする。この期間において伴走支援が終了しない場合の取扱いやプログラム参加事業者による伴走支援中の参加辞退の取扱いについては県と協議して決定する。

なお、事業者との面談内容についてはその概要を県へ報告すること。

#### ア 「ビジネスモデル構築フェーズ」

プログラム参加事業者の職場訪問や対話を通じて、事業者が抱える潜在的経営課題を抽出する。ビジネスモデルキャンバス等のツールを活用し、より効率的な経営・ビジネスモデルの構築を伴走支援する。

#### イ 「アクションフェーズ」

プログラム参加事業者とともに、その事業者が抱える課題に応じたアクションプランを作成し、プログラム参加事業者にアクションプラン実施の承認を得る。製品開発、販路開拓、在庫管理等の必要なアクションにあたっては、各支援機関とも連携し、各事業者の課題解決に向けて取り組むこと。

#### (5) その他

このほか、プログラムの参加者増やより持続的なビジネスモデル構築にあたり効果的な方策や支援策等があれば提案書に具体的に記載すること。また、本事業を行うに当たって必要と思われる県による協力等があれば具体的に記載すること。

### 第3 実施体制

本事業は、次に掲げる体制を整備した上で実施すること。

このほか、事業の実施・運営に必要な人材や運営体制等があれば提案書及び実施体制図に具体的に記載すること。

- (1) 受託者は、本事業の運営全体を統括し、管理する運営責任者を1名配置することとし、事務連絡や問い合わせの窓口とする。
- (2) 受託者は、コスメビジネスに幅広く知見を備え、参加者へ助言できる人材を確保すること。
- (3) 本事業に従事する責任者については、事業期間中であっても、本人からの退任の届出があった場合については退任を、心身の故障のため業務に耐えられないと認められる場合は配置の取り消しを認めるものとし、受託者は速やかに後任の人材を配置すること。

### 第4 事業経費

- (1) 本事業が対象とする経費は次に掲げるものとし、見積書の作成においてはそれぞれの経費毎に積算を行うこと。

なお、プログラムの「参加事業者1者当たりの経費」については、「第2(2)イ 事業者数」において規定のとおり20者が参加する前提で算出することとし、事業者1者当たりの経費がわかる形で算出すること。

#### 【基本的経費】

業務全体の企画・運営に当たって必要となる管理費、人件費、旅費、諸費用や、受講者の募集・広報にかかる費用、説明会開催にかかる経費、参加者の選定にかかる費用、説明会の内容を映像として記録・提供するための費用、プログラムの相談窓口対応にかかる費用とする。

#### 【参加事業者1者当たりの経費】

プログラム参加事業者1者当たりの伴走支援に必要な管理費、人件費、旅費、諸費用とする。

- (2) 「第2(2)イ 事業者数」のカウント方法については、「第2(4)プログラムの企画・運営」において、「ア」のビジネスモデル構築フェーズまで完了した者を0.5者とし、「ア」のビジネスモデル構築フェーズと「イ」のアクションフェーズの両方を完了した者を1者とする。
- (3) プログラム参加事業者数が、20者に達しなかった場合は、原則として達成しなかったチ

ーム分の「参加事業者1者当たりの経費」を委託料から減額するための変更契約を締結することとする。また、プログラム参加事業者数が20者を超えた場合は、県と協議の上、プログラム参加事業者を選定して事業を実施すること。

## 第5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

## 第6 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

## 第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の下承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について月1回程度を目安として、適宜県に報告すること。
- (3) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する資料等を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に加工及び二次利用できるものとする。また、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括及びプログラムの企画・運営の主たる業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

(10) 本事業の実施にあたり、参加者や関係者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。